

(別記様式第 1 号)

| | |
|--------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 7 年度 |
| 計画主体 | 奈良県明日香村 |

明日香村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 明日香村 明日香産業課
所在地 奈良県高市郡明日香村大字橘 2 1 番地
電話番号 0744-54-2001
FAX 番号 0744-54-2440
メールアドレス a-sangyo@vill.asuka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|------------------|
| 対象鳥獣 | イノシシ・ニホンジカ・アライグマ |
| 計画期間 | 令和8年度～令和10年度 |
| 対象地域 | 奈良県高市郡明日香村全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|-------|-------|--------------|-------------|
| | 品目 | 被害金額 (千円) | 被害面積 (a) |
| イノシシ | 水稻 | 6,608 | 387 |
| ニホンジカ | 水稻 | 583 | 34 |
| アライグマ | 野菜・果樹 | 300 (R7見込) | 100 (R7見込) |

(2) 被害の傾向

| |
|---|
| <p>○イノシシ 山間部での被害が多く報告されていたが、年々平坦部に向けて分布が拡大している。水稻の踏み倒し、また冬期農閑期には畦畔の掘り起こし等の被害が発生し、農林家の所得低下とともに営農意欲低下を引き起こしている。防護柵内の耕作放棄地を生活圏とすると思われる個体や優勝劣敗により捕獲を逃れた警戒心の強い大型個体も増えていると思われる、被害増加の恐れがある。</p> <p>○ニホンジカ 山間部での被害が多く報告されていたが、年々平坦部に向けて分布が拡大、近年はその傾向が顕著であり、電気柵の増設を迫られる農家も増えている。水稻や野菜の食害等の被害が発生し、農林家の所得低下とともに営農意欲低下を引き起こしている。</p> <p>○アライグマ 明日香村全域で目撃情報は増加しており、自家菜園だけでなくイチゴ、ぶどう等でも被害が多く発生している。現状は農産物を中心とした被害であるが、在来種の生態系への影響や家屋への侵入による生活環境被害も拡大している。</p> |
|---|

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣の種類 | 指標 | 現状値（令和6年度） | 目標値（令和10年度） |
|-------|----------|------------|-------------|
| イノシシ | 被害金額(千円) | 6,608 | 5,286 |
| | 被害面積(a) | 387 | 309 |
| シカ | 被害金額(千円) | 583 | 446 |
| | 被害面積(a) | 34 | 27 |

| | | | |
|-------|----------|------------|-----|
| アライグマ | 被害金額(千円) | 300 (R7見込) | 240 |
| | 被害面積(a) | 100 (R7見込) | 80 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>○生息状況調査の実施。潜み場や侵入経路を特定し、捕獲や被害対策に活用。</p> <p>○猟友会による予察捕獲（第1種銃猟・わな猟）</p> <p>有害鳥獣捕獲許可による有害鳥獣の駆除委託を継続的に実施し、被害の防止及び軽減を図っている。</p> <p>○村単独補助事業</p> <p>被害が甚大なイノシシ・シカ・アライグマ等の捕獲推進を図るため、有害鳥獣捕獲許可に基づいて捕獲した場合、有害鳥獣捕獲奨励金を交付。</p> <p>○狩猟免許取得補助金を交付</p> <p>狩猟免許取得を促す為に狩猟免許試験予備講習に要する受講料・狩猟免許の申請に要する手数料・医師の診断書料金を全額補助する。（ただし免許取得後に一般社団法人奈良県猟友会明日香支部に入ることが条件）</p> | <p>○猟友会は若い世代の従事者も増えているが、捕獲や処理技術の優劣がある。</p> <p>○村内では従来箱罠を中心に捕獲を試みているが、警戒心の強い個体について効果が薄くなってきている。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>○既存の防止柵の管理について集落単位で講習会や指導を実施。また補修人員の足りない集落に対しては、補修支援を行う組織を形成し年3回程度の点検補修に向けてフォロー。</p> <p>○個人単位については電気柵・ワイヤーメッシュの購入補助や圃場での現場指導を実施。</p> | <p>○防止柵の管理は集落差があるのが現状である。そのため引き続き講習等を継続する。また、耐用年数を越えた防護柵も出てきつつある。</p> <p>○電気柵については付設をしたものの効果的な設置が出来ていない柵も散見される。</p> |
| 生息環境管理 | <p>生息環境（放置果樹や耕作放棄地など）や柵の位置などを整</p> | <p>○防止柵のない地区でも獣害被害が増えてきており、獣害に対す</p> |

| | | |
|--------|--|--|
| その他の取組 | 理したマップを作成し集落ごとに講習会を実施。防護柵のある地区では全て一度実施をした状態となった。 | る知識・意識の差も生まれている。 ○放置果樹も伐採をする動きまで人手の不足もあり出来ていない。 |
|--------|--|--|

(5) 今後の取組方針

| |
|---|
| <p>一般社団法人奈良県猟友会明日香支部による有害鳥獣捕獲を継続的に実施し、並行して人材育成も進めていく。また捕獲方法については従来の箱罠からくくり罠・銃等多様な捕獲方法を推進する。</p> <p>また侵入防止柵については管理体制の整わない集落に対して講習等の働きかけを行うとともに、個人単位の圃場を守る電気柵等についても従前獣害被害のなかった地区にも獣害被害が発生しつつある為、講習の地区を広げ獣害防止の知識普及や指導を行っていく。</p> <p>他、放置果樹については地理的特性も鑑みつつ課題の大きい地域から伐採の推進を行う。</p> |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <p>鳥獣被害が時期を問わず年中発生していることから、村は被害状況を把握して捕獲目標を設定し、一般社団法人奈良県猟友会明日香支部及び有害鳥獣対策専門員に委託し、村も連携した形式で銃器及びわな(箱わな・くくりわな)による捕獲を実施する。また明日香村全域は猟銃の禁止区域となっているが、隣接する禁止区域外から追い出された個体が滞留する傾向があるため、限定的な有害獣駆除活動としてライフル等を用いた捕獲活動を行う。</p> |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------------------|------------------------|--|
| 8年度 ～ 10年度 | イノシシ ニホンジカ アライグマ | 狩猟者の増加・育成を目指し、猟友会との連携のもと、営農者を中心に狩猟免許取得を推進する。また ICT 機器、多頭捕獲に向けた囲い罠の導入などを実施していく。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| <p>○イノシシ</p> <p>奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）に基づき、被害を及ぼすおそれのある個体については可能な限り捕獲を実施し、生息数の低減</p> |

に努める。その捕獲数については、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して設定を行う。

○ニホンジカ

奈良県第13次鳥獣保護管理事業計画書、奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）に基づき、被害を及ぼすおそれのある個体については可能な限り捕獲を実施し、生息数の低減に努める。その捕獲数については、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して設定を行う。

○アライグマ

特定外来生物であるため、明日香村アライグマ防除実施計画に基づき、個体の完全排除を目指す。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------|--------|-------|--------|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ | 150頭 | 150頭 | 150頭 |
| ニホンジカ | 175頭 | 175頭 | 175頭 |
| アライグマ | 50頭 | 50頭 | 50頭 |

| 捕獲等の取組内容 |
|--|
| ○イノシシ これまでの被害状況に基づき、年間を通して銃器及びわな（箱わな・くくりわな）による捕獲を実施する。 |
| ○ニホンジカ これまでの被害状況に基づき、年間を通して銃器及びわな（箱わな・くくりわな）による捕獲を実施する。 |
| ○アライグマ 被害報告に基づいて箱わなを設置し、個体の完全排除を目指して積極的に捕獲を実施する。 |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| — |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| — | — |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------|-------|-------|--------|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| | | | |

| | | | |
|------------|---|---|---|
| イノシシ シカ | — | — | — |
|------------|---|---|---|

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|------------|--|-------|--------|
| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
| イノシシ シカ | 設置した侵入防止柵の維持管理等、住民自らが主体的に被害防止に取り組むよう積極的な啓発活動を行う。 | | |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------------------|------------|--|
| 8年度 ～ 10年度 | イノシシ シカ | 有害鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や放棄竹林は住民自らの管理を基本としつつ、解消に向けた推進・支援を行う。また農作物残さ(野菜くず)については適正管理の啓発を行うと共に、放任果樹は伐採を推奨し有害鳥獣の誘因を防ぐ施策を実施。 |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|-------------------|------------------------|
| 奈良県 | 情報提供、対応協議 |
| 明日香村(鳥獣被害対策実施隊) | 情報収集、捕獲に関する許認可、住民の安全確保 |
| 一般社団法人奈良県猟友会明日香支部 | 捕獲 |
| 橿原警察署 | 住民の安全確保 |

(2) 緊急時の連絡体制

| |
|---|
| 奈良県(報告) |
| ↓↑ |
| 住民等からの情報 → 明日香村(情報収集・依頼) → 猟友会(捕獲)・警察(安全確保) |

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|--|
| ○イノシシ・ニホンジカ・アライグマ 悪臭の発生や感染症など公衆衛生に配慮するとともに、野生動物による掘り返しがないよう留意し、埋設。また中型獣種は焼却処分を行う。 |
|--|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|-------------------------------------|------|
| 食品 | 利用なし |
| ペットフード | 利用なし |
| 皮革 | 利用なし |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等) | 利用なし |

(2) 処理加工施設の取組

| |
|------|
| 予定なし |
|------|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|--|
| 関係機関と鳥獣被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と被害防止を目指す。また、地域ぐるみで広域的かつ効果的な被害対策を実施する。 |
|--|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 明日香村地域農業再生協議会 |
|------------------|--|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 明日香村 | 協議会の運営 被害軽減のための各種活動 専門家との調整 地元指導者の育成及び狩猟者の確保 関連情報の提供 |
| 明日香村農業委員会 | 農地における鳥獣被害の情報提供 農家に対する鳥獣被害対策活動の情報提供 |
| 明日香村総代会 | 有害鳥獣の情報の連絡 地元住民への協力 |
| 一般財団法人明日香村地域振興公社 | 農地における鳥獣被害の情報提供 |
| 奈良県指導農業士 | 農地における鳥獣被害の情報提供 |
| 明日香村6次産業化推進協議会 | 農地における鳥獣被害の情報提供 |
| 奈良県農業協同組合あすか支店 | 営農指導による被害防止活動 被害軽減のための各種活動 |

| | |
|-------------------|----------------------|
| 奈良県農業共済組合 | 農業被害の情報提供 |
| 一般社団法人奈良県猟友会明日香支部 | 有害鳥獣捕獲の実施 狩猟技術の指導 |
| 明日香村森林組合 | 山林における鳥獣被害の情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------|-------------------|
| 橿原警察署 | 銃砲所持者に対する安全指導 |
| 奈良県中部農林振興事務所 | 有害鳥獣に係る情報の提供と助言指導 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| |
|--|
| <p>○明日香村鳥獣害防止対策実施隊の設置方針</p> <p>設置日：令和7年4月1日設立</p> <p>任期：1年間</p> <p>構成：隊長1名及び副隊長1名を置く</p> <p>規模：明日香村職員7名</p> <p>実施隊が行う被害防止施策： 対象鳥獣捕獲、生息・被害調査、被害防止技術向上・指導</p> <p>事務局：明日香村 明日香産業課</p> |
|--|

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| <p>明日香村地域農業再生協議会が中心となり、関係団体や農林家等の協力を得ながら、地域ぐるみで被害防止の取り組みを進める。</p> |
|---|

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|---|
| <p>関係機関と鳥獣被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と被害防止を目指す。また、地域ぐるみで広域的かつ効果的な被害対策を実施する。</p> |
|---|